

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例

平成十八年十二月二十二日

千葉県条例第六十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例
(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定こども園の認定の基準)

第二条 法第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定により条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

(市町村との連携)

第三条 県は、認定こども園に関する事務を適切かつ円滑に実施するため、市町村と緊密な連携を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条)

区分	基準
職員配置	<p>一 満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上の保育に従事する者を置き、かつ、満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上(満四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある短時間利用児にあっては、おおむね三十人につき一人以上)、満三歳以上満四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね三十人につき一人以上の保育に従事する者を置くこと。ただし、保育に従事する者は、常時二人を下回らないこと。</p> <p>二 満三歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間について学級を編制し、学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させること。この場合において、一学級の子ども数は、三十五人以下(満四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子どもの学級にあっては、三十人以下)を原則とすること。</p>

<p>職員資格</p>	<p>一 職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士となる資格を有する者であること。</p> <p>二 職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教諭又は助教諭の免許状及び保育士となる資格を有する者であること。ただし、やむを得ない場合は、幼稚園の教諭若しくは助教諭の免許状又は保育士となる資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>三 前号ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士となる資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して相当と認められるものを、その者及び保育所等の設置者がその者に係る幼稚園の教諭の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。</p> <p>四 第二号ただし書の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士となる資格を有する者であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士となる資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して相当と認められるものを、その者及び幼稚園又は認可外保育施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置者がその者に係る保育士となる資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とするすることができる。</p> <p>五 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう認定こども園の管理及び運営を行う能力を有していること。</p>
<p>施設設備</p>	<p>一 法第三条第二項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。</p> <p>イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p>

ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 園舎の面積（満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第四号ただし書において同じ。）は、次の表に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、同号本文（満二歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、同号本文及び第八号）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

三 保育室、遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

四 前号の保育室及び遊戯室の面積の合計は、満二歳以上の子ども一人につき三平方メートル以上であること。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第二号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

五 第三号の屋外遊戯場の面積は、次のいずれにも該当すること。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であってイの基準に該当するときはロの基準に、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であってロの基準に該当するときはイの基準にそれぞれ該当することを要しない。

イ 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

ロ 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳に満たない子どもについてイにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

ルを加えた面積

六 第三号の屋外遊戯場は、当該認定こども園のある敷地と同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難なときは、次のいずれにも該当する当該認定こども園の付近にある適当な場所を屋外遊戯場とすることができる。

イ 子どもが安全に利用できる場所であること。

ロ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ハ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

ニ 前号の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

七 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、次のいずれにも該当する場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、第三号の調理室を設けずに、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

イ 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあること並びに衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を尽くすことができる体制及び調理業務を受託する者との当該体制に係る契約内容が確保されていること。

ロ 栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。

ハ 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等について調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

ニ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与その他の子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ホ 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

ヘ 子どもの食事について、その摂取の状況を把握できる体制が確保されていること。

	<p>八 満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第三号の規定により置くものとされる施設に加え、乳児室及びほふく室を設けること。この場合において、乳児室及びほふく室の面積の合計は、満二歳に満たない子ども一人につき四・九五平方メートル以上であること。</p>
教育及び保育の内容	<p>一 教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十九条の規定により幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）及び保育所保育指針（保育所における保育の内容に関して知事が別に定めるものをいう。）に基づくものであること。</p> <p>二 教育及び保育が、次に掲げる事項について知事が別に定めるところにより提供されること。</p> <p>イ 教育及び保育の基本及び目標</p> <p>ロ 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容</p> <p>ハ 教育及び保育の計画並びに指導計画</p> <p>ニ 環境の構成</p> <p>ホ 日々の教育及び保育の指導における留意点</p> <p>ヘ 小学校教育との連携</p>
保育者の資質向上等	<p>教育及び保育等の質の確保及び向上を図るため必要なものとして知事が別に定める事項に留意して、子どもの保育に従事する者の資質及び認定こども園の長の能力の向上を図るための措置を行うこと。</p>
子育て支援	<p>子育て支援事業については、地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要なものとして知事が別に定める事項に留意して実施すること。</p>
管理運営等	<p>一 認定こども園には、一人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行うこと。</p> <p>二 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められていること。</p> <p>三 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。</p> <p>四 提供する教育、保育及び子育て支援事業の内容、職員の体制、認定こども園の利用に係る料金、入園する子どもの選考方法その他保護者が多様な施設を適切に選択するために必要な事項として知事が別に定めるものについて情報の開示を行うこと。</p> <p>五 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭又は母子家庭若しくは父子家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行い、かつ、当該特別な配慮が必要な子</p>

	<p>どもの受入れについて県及び市町村と連携を図ること。</p> <p>六 防災、防犯その他の子どもの健康及び安全を確保する体制並びに事故等が発生した場合の補償を行う体制を整備すること。</p> <p>七 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行う体制を確保し、評価結果の公表並びに評価結果を通じた教育及び保育の質の向上に資する措置を行うこと。</p>
--	--

備考

- 一 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - 2 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- 二 幼稚園型認定こども園とは、次のいずれかに該当する施設をいう。
 - 1 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園
 - 2 幼稚園及び認可外保育施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- 三 保育所型認定こども園とは、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- 四 認可外保育施設型認定こども園とは、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。